

令和8年2月20日

富山市長 藤井 裕久 様

富山市環境審議会
会長 九里 徳泰

家庭ごみ有料化の導入について（答申）

令和7年11月4日付け廃対第1910号で諮問のあった、家庭ごみ有料化の導入について、下記のとおり答申します。

記

富山市環境審議会（以下、「当会」という。）では、富山市における家庭ごみ有料化の導入については、令和4年11月から8回にわたり慎重に議論を重ねてきたところですが、家庭ごみ有料化は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、将来世代の負担軽減等に有効な手段の一つであることから、当会としても導入をすすめるべきとの結論に至りました。

また、手数料の徴収方法を「専用ごみ袋方式」とすること、手数料の額を1リットルあたり1円の水準とすることについても、ごみの減量効果を確保し、市民に過度な負担とならないよう配慮するとの観点から、適切であると考えます。

当会としては、家庭ごみ有料化の導入によるごみ減量効果の長期的な持続性を確保するためには、有料化と併せて実施する一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進等にむけた様々な施策に、しっかりと取り組むことが重要であると考えます。

さらには、現在、物価高等で市民の家計が厳しい状況の中で、有料化により市民に新たな経済的負担が生じることから、ごみの排出マナーの改善や不法投棄の減少、ごみステーションの環境改善、ごみの減量等に伴う将来世代の負担軽減等、市民が有料化の導入によるメリットを実感できるよう、素案に掲げる施策が着実に実行されることを期待します。

なお、家庭ごみ有料化の導入にあたり、当会として下記の付帯意見を付しますので、十分留意されますよう申し添えます。

記

（付帯意見）

1. 市民や地域団体等の理解や納得を得るため、有料化制度に関する丁寧で分かりやすい説明に努めること。また、若者や外国人などに向けたSNSやアプリの活用による情報発信についても検討すること。
2. 手数料収入の用途を明確化するとともに、透明性を確保すること。また、既存の一般廃棄物処理施設の更新等も念頭に、基金へ計画的に積み立てること。
3. 有料化の導入により環境汚染や景観悪化が生じないように、不適正排出や不法投棄への対策をしっかりと講じること。
4. 地域団体やボランティア団体の活動に支障が生じないように、ボランティア袋の活用など、必要な支援策を講じること。
5. 専用ごみ袋の制作にあたっては、企業からの協賛金等の活用も検討すること。
6. 家庭ごみ有料化の導入に向けての具体的な取り組みにあたっては、意見交換会やパブリック・コメント等で市民から寄せられた意見や、本答申に向けた当会での審議の中で、各委員から寄せられた意見を十分に考慮すること。

以上